

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ会（以下「あすなろ会」）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために研修に参加したときは、その費用を弁償する。

2 役員が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あすなろ学園に来園した場合は、交通費として高砂市内在住の方には2,000円、加古川市・姫路市在住の方には3,000円支給する。それ以外の方に支給する場合は、その都度理事長専決にて定めるものとする。

3 その他の研修等に参加したときは、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額を弁償する。

(改正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成21年12月16日から施行する

この規程は、平成29年4月1日から施行する